3　農林漁業法人等投資育成事業の実施体制

（１）　投資事業

（２）　経営又は技術の指導を行う事業

（備考）

投資決定プロセス（投資委員会の議決方法等）、無限責任組合員の業務執行の監督体制（諮問委員会等）、投資回収プロセス、農林漁業法人等投資育成事業を営むに当たっての知識及び経験を有する者の確保の状況並びに組織体制について具体的に記載すること。

4　持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準

（１）　持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等の財務内容、経営（事業）計画等とともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めた農林漁業法人等を選定することを定めることについて記載すること。

（２）　次のいずれかに掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めることを記載すること。

イ　暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）にいるもの

ロ　暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

（備考）

（１）には、

１　持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等に支援法人（法第２条第１項第５号に掲げる法人をいう。）が含まれる場合にあっては、当該支援法人が行う事業活動の内容

２　持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等に外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合にあっては、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者との関連性

を含めること（以下９の新株予約権及び13の新株予約権付社債等についてそれぞれ同じ。）。

5　持分又は株式の取得及び処分の際の評価の基準

持分又は株式の取得価額及び処分価額の評価方法などを記載すること。

6　持分又は株式の取得の限度

農林漁業法人等の別及び種類ごとに持分又は株式の取得の限度（その持分又は株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

7　持分又は株式の保有期間

持分又は株式を保有する基準期間を記載すること。

8　持分又は株式の処分の方法

持分又は株式の処分価額の評価方法、処分の手段、処分の基準及び処分に当たって農林漁業法人等の取締役会の了承（農事組合法人及び漁業生産組合にあっては総会又は理事会による承認、持分会社にあっては社員全員の承諾をいう。）を経ることなど処分に当たっての手続を記載すること。

9　新株予約権の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準

（１）　新株予約権の取得の対象とする農林漁業法人等の財務内容及び経営（事業）計画等とともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めた農林漁業法人等を選定することを定めることについて記載すること。

（２）　次のいずれかに掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めることを記載すること。

イ　暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）にいるもの

ロ　暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

10　新株予約権の内容に関する基準

新株予約権の行使により取得される株式の発行価額の評価方法及び新株予約権の行使により取得される農林漁業法人等の株式の種類等を記載すること。

11　新株予約権の取得の限度

農林漁業法人等の別及び種類ごとに新株予約権を全て行使することにより取得される株式に係る取得の限度（その株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

12　新株予約権の行使の時期

新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

13　新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準

（１）　新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等の財務内容及び経営（事業）計画等とともに、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めた農林漁業法人等を選定することを定めることについて記載すること。

（２）　次のいずれかに掲げる農林漁業法人等以外の農林漁業法人等を選定することを定めることを記載すること。

イ　暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）にいるもの